

日本車両

資格取得のご案内

令和8年10月～令和9年3月

日本車両製造(株)技術教習所は企業理念の『ものづくりに誇りを持ち、お客様のニーズに応え、社会基盤の発展に貢献する』のもと有資格者を輩出し労働災害根絶に貢献致します。

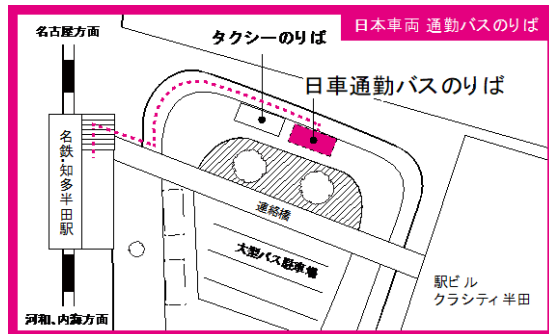
交通及び宿泊

アクセス

【お車の場合】



【名鉄 河和線知多半田駅利用の場合】



【名鉄 三河線碧南駅利用の場合】



【名鉄河和線(知多半田駅下車)】 *日車の通勤バスがご利用できます。(駅から15～20分) 【土日講習は利用できません。】

平日 7:20頃発 日本車両行(知多半田7:07着急行) / 7:55頃発 日本車両行(知多半田7:47着急行)

祝日 7:35頃発 日本車両行(知多半田7:30着急行) / 8:05頃発 日本車両行(知多半田8:01着急行)

・知多バス(日本福祉大学行)知多半田駅→半田市役所前(7分)バス停より徒歩約30分 ・タクシー 駅から約10分

知多バス路線図 http://www.chitabus.co.jp/route_bus/route_map.html

時刻表 http://www.chitabus.co.jp/route_bus/schedule/handahokubu_all.html

【名鉄三河線(碧南駅下車)】 *日車の通勤バスがご利用できます。(駅から15～20分) 【土日講習は利用できません。】

平日 7:21頃発 日本車両行(碧南7:18着普通)

祝日 7:21頃発 日本車両行(碧南7:19着普通)

宿泊 宿泊をご希望の方には近くのビジネスホテルをご紹介します。

受講申込及びお支払方法

- 受講申込書は教習所ホームページ(<https://www.n-sharyo.co.jp/school/index.html>)からダウンロード(pdf)し必要事項をご記入の上、受講申込書、本人確認書類、受講資格を証明する書類『写』、事業者の証明が必要な場合は必要書類にご記入、捺印して書類を教習所窓口で提出又は郵送ください。写真の添付も忘れずをお願いします。受講申込書を郵送希望の方はご要望ください。
- 定員になり次第締め切りとなります、受講申込は事前にお問合せください。
- 受講申込者数が開講人員に満たない場合又は天災等の発生の場合は、講習を中止することがあります。悪天候などにより交通機関に影響のある場合は、講習日の延期、講習開始、終了時間を変更することがあります。
- 一度に概ね30名以上受講のご予約の場合は出張講習もお受け致します。
出張講習場所: 愛知県内 出張講習の科目: 学科
実技は設備が必要なため当教習所までお越しいただきます。
- 受講料は受講開始の5営業日前までに振込又は現金(教習所窓口)でお支払いください。

振込先(振込手数料はご負担をお願いします。)

三菱UFJ銀行 名古屋営業部 (店番150)

普通 1506163 日本車両製造(株)技術教習所

愛知県労働局登録教習機関

日本車両製造株式会社 建設機械本部 技術教習所

〒475-0831 愛知県半田市十一号地20番2

TEL 0569-22-7549 FAX 0569-22-7103

フリーダイヤル 0120-248-255 (一般電話利用可能)

アドレス(教習所) <https://www.n-sharyo.co.jp/school/index.html>

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）

建設業の事業主が従業員に技能実習を受けさせた場合、受講料の一部が助成金の対象となり支給を受けられます。

建設労働者を雇用しないで自ら建設業を行ういわゆる「一人親方」及び「同居の親族のみを使用して建設事業を行っている事業主」は、建設事業主にはあたりません。

1 支給要件

- 1 申請者が建設業中小企業主
 - 2 雇用保険料率1,000分の16.5の建設事業主
 - 3 受講者が雇用保険の被保険者
 - 4 委託契約の締結（事業主と教習機関）
- フォークリフト運転技能講習は対象外です。

建設業法における建設業の許可区の許可区分は以下のとおりです

土木一式工事，とび・土工・コンクリート工事，タイル・レンガ・ブロック工事，しゅんせつ工事
機械器具設置工事，建設一式工事，電気通信工事，熱絶縁工事，石工事
管工事，舗装工事，防水工事，建具工事，水道施設工事，消防施設工事
屋根工事，板金工事，鋼構造物工事，内装仕上工事，造園工事，左官工事
大工工事，電気工事，鉄筋工事，ガラス工事，塗装工事，清掃施設工事，
さく井工事，解体工事

2 助成金の申請手順

1. お申込み
助成金申請の対象者は、受講申込書の助成金欄に印を付けると共に口頭でお申し付けください。
2. 技能実習委託契約書
講習受講前に「技能実習委託契約書」（様式第3号）をお客様と当方で取り交わす必要があります。当方より『契約書』を2通郵送しますので契約内容確認後、押印（2ヶ所）して1通を返送ください。
3. 支給請求 * **支給金額は申請企業の条件により異なります。**
講習修了時に必要書類及び明細書等を受講生の方にお渡しします。チェックシートに基づいて必要書類を取り揃えて、講習修了後2ヶ月以内に申請者の所在地を管轄する都道府県労働局（助成金室）またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

一般教育訓練給付

1 指定講習

- | | | | |
|----------------------------|---------------------------|-------------------|------------|
| ・ フォークリフト運転技能講習 | 31時間コース | ・ 玉掛け技能講習 | 19時間コース |
| ・ 高所作業車運転技能講習 | 12・14時間コース | ・ 小型移動式クレーン運転技能講習 | 16時間コース |
| ・ 車両系（整地等）運転技能講習 | 14・38時間コース | ・ 車両系（基礎工事）運転技能講習 | 10・25時間コース |
| ・ 床上操作式クレーン運転技能講習 | 16時間コース | | |
| ・ 移動式クレーン運転実技教習 | 9時間コース（※ 実技のみの経費が対象となります） | | |
| ・ 玉掛け技能講習及び小型移動式クレーン運転技能講習 | 35時間コース | | |
| ・ 玉掛け技能講習及び床上操作式クレーン運転技能講習 | 35時間コース | | |

2 支給要件

受講者が受講料を個人負担で雇用保険の被保険者で在職者又は離職者（保険加入期間の条件有・前回申請からの期間条件有）

3 給付金の申請手順

1. お申込み
教育給付金申請の対象者は、受講申込書の給付金欄に印を付けると共に口頭でお申し付けください。
2. 支給請求 **支給金額** 受講料の20%
講習修了時に必要書類及び明細書等を受講生の方にお渡しします。必要書類を取り揃えて、講習修了後1ヶ月以内に申請者の所在地を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

短期訓練受講費（雇用保険を受給中の方）

ハローワークの職業指導により再就職のために1ヶ月未満の教育訓練を受け訓練を修了した場合に、支払った教育訓練経費の2割（上限10万円）が支給される制度です。

1. 教育訓練を受講する前に、その訓練を受けるためのハローワークの職業指導を受けていること。（事前手続き有）
2. 一般教育訓練給付の対象講座でないこと。その他にも条件があります。
3. 教育訓練の終了日の翌日から1ヶ月以内に居住地管轄のハローワークへ提出してください。

受講時の注意事項

1. 教習所の入所は受講票でご案内する時刻までに入所ください。（開所 7:40）
遅刻の場合は受講をお断りする場合がありますのでお早めに入所ください。
2. 昼食のお弁当は注文できます。（日曜日は注文できません）
3. 当社公休日（土日等）の講習日は、名鉄知多半田駅及び碧南駅からの送迎バスの利用はできません。
4. 持参いただくもの（お忘れ物防止のチェック欄付）
 - ☐ 受講票、筆記用具（鉛筆、消しゴム）、印鑑（スタンプ印可）、電卓（記録機能の無いもの）
 - ☐ 作業服（長袖）、革手（科目によっては軍手）、安全靴、雨具（雨天時） * ヘルメットはお貸しできます。
 - ☐ 免除コース受講の場合は運転免許証、技能講習修了証等の免除資格を証明する修了証等
 - ☐ 当教習所で交付された修了証（修了証を提出頂いた場合に統合修了証を交付いたします）
 - ☐ 本人確認
受講申込書に添付した証明証の原本（免許証、マイナンバーカード、パスポート等）。外国籍の方は在留カードの原本。

令和8年10月～令和9年3月 講習日程

受講予約、再交付の受付時間は平日の9:00-12:00・13:00-16:00です。赤色、黒色の印が開講日で、曜日欄の青色印は弊社公休日を示します。

★ 印は予備日程です △ 印は通勤バスの準備がありません ▲ 印は通勤バス、弁当の準備がありません

[illegible]

講 習 科 目		登録満了日: 令和11年3月30日	
資 格 内 容		玉掛け技能講習(登録第88号) つり上げ荷重又は制限荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置の玉掛け作業	
受 講 資 格		講習時間	日数
● 未経験で以下の免除資格を持ってない方		19 H	3日
A クレーン等、もしくは揚貨装置でつり上げ荷重、制限荷重が1トン以上の玉掛けの補助作業の業務に6ヶ月以上従事した方		★★ 17 H	
A 制限荷重1トン未満の揚貨装置の玉掛けの業務に6ヶ月以上従事した方		★★ 17 H	
B 運転士免許(クレーン・デリック、移動式クレーン、揚貨装置)のいずれかをお持ちの方		★ 16 H	
B 床上操作式クレーン又は小型移動式クレーンの運転技能講習修了証をお持ちの方		★ 16 H	24,750 円
注意1 : 当教習所は、上記Aの免除資格者は17Hで申し込み頂きます。玉掛け技能講習19Hと17Hに受講時間の差異がありません。			
注意2 : 当教習所は、上記Bの免除資格者は16Hで申し込み頂きます。玉掛け技能講習16Hの方も実技(合図)の受講時間を受講頂きます。			
講 習 科 目		登録満了日: 令和11年3月30日	
資 格 内 容		床上操作式クレーン運転技能講習(登録第1448号) つり上げ荷重5トン以上の床上操作式クレーンの運転	
受 講 資 格		講習時間	日数
● 未経験で以下の免除資格を持ってない方		20 H	3日
● 玉掛け技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方		★ 16 H	
● 移動式クレーン、デリック又は揚貨装置の運転免許を持っている方		★ 16 H	
			32,450 円
講 習 科 目		登録満了日: 令和11年3月30日	
資 格 内 容		小型移動式クレーン運転技能講習(登録第1207号) つり上げ荷重1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転	
受 講 資 格		講習時間	日数
● 未経験で以下の免除資格を持ってない方		20 H	3日
● 玉掛け技能講習又は床上操作式クレーン運転技能講習を修了した方		★ 16 H	
● クレーン、デリック又は揚貨装置の運転免許を持っている方		★ 16 H	
			32,450 円
注意 : 当教習所は、小型移動式クレーン運転技能講習16Hの方も実技(合図)の受講時間を受講頂きます。			
講 習 科 目		登録満了日: 令和11年3月30日	
資 格 内 容		高所作業車運転技能講習(登録第1210号) 作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転	
受 講 資 格		講習時間	日数
● 未経験で以下の免除資格を持ってない方		17 H	3日
● 大型特殊、大型、準中型、中型又は普通の自動車免許を持っている方		★ 14 H	2日
● フォークリフト、ショベルローダー、車両系建設機械(整地等、解体、基礎工事)又は不整地運搬車の運転技能講習を修了した方		★ 14 H	
● 移動式クレーン運転免許を持っている方又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方		★ 12 H	
			41,250 円
講 習 科 目		登録満了日: 令和11年3月30日	
資 格 内 容		車両系建設機械(整地等)運転技能講習(登録第1114号) 機体重量3トン以上の整地、運搬、積み込み、掘削等の車両系建設機械の運転	
受 講 資 格		講習時間	日数
● 未経験で以下の免除資格を持ってない方		38 H	6日
● 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した方		★ 34 H	5日
● 特別教育修了後、車両系建設機械(整地等、解体3トン未満)の運転経験が6ヶ月以上の方		★★ 18 H	3日
● 大型特殊自動車免許を持っている方		★ 14 H	2日
● 大型、準中型、中型又は普通の自動車免許を持ち、特別教育修了後、車両系建設機械(整地等、解体3トン未満)の運転経験が3ヶ月以上の方		★★ 14 H	
			42,350 円
講 習 科 目		登録満了日: 令和11年3月30日	
資 格 内 容		車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習(登録第1161号) 車両系建設機械で機体重量3トン以上の自走する基礎工事用機械の運転(くい打、くい抜機械等)	
受 講 資 格		講習時間	日数
● 未経験で以下の免除資格を持ってない方		39 H	6日
● 大型特殊自動車免許を持っている方		★ 25 H	4日
● 車両系建設機械(整地等、解体用又は不整地運搬車)運転技能講習を修了した方		★ 25 H	
● 大型、準中型、中型又は普通の自動車免許を持ち、特別教育修了後、車両系建設機械(整地等、解体、基礎工事3トン未満)の運転経験が3ヶ月以上の方		★★ 25 H	
● 建設機械施工技術検定合格者(条件有)(当教習所は、受講時間を25H受講頂きます)		★ 25 H	
● 移動式クレーンの運転免許を持っている方(当教習所は、受講時間を10H受講頂きます)		★ 10 H	2日
			46,750 円
講 習 科 目		登録満了日: 令和11年3月30日	
資 格 内 容		フォークリフト運転技能講習(登録第1383号) 最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転	
受 講 資 格		講習時間	日数
● 未経験で以下の免除資格を持ってない方		35 H	5日
● 大型、準中型、中型又は普通の自動車免許を持っている方		★ 31 H	4日
● 大型特殊の自動車免許を持っている方		★ 11 H	2日
● 大型、準中型、中型又は普通の自動車免許を持ち、特別教育を終了後、1トン未満のフォークリフトの運転業務に3ヶ月以上従事した経験のある方		★★ 11 H	
注意 : 当教習所は、フォークリフト運転技能講習11H受講の方も最終日に免除の実技・走行の操作時間を含めて受講頂きます			
講 習 科 目		登録満了日: 令和11年3月30日	
資 格 内 容		移動式クレーン運転実技教習(登録第1144号) つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転	
受 講 資 格		講習時間	日数
● 免許資格条件なし * 注意 : 学科講習は移動式クレーン免許の学科免許試験の準備講習です。学科試験を受験する方は講習料とは別に試験手数料が必要です。		★ 学科・実技	6日
● 移動式クレーン運転士免許学科試験に合格し1年未満の方等で学科受講を希望しない方		★ 実技	4日
			94,600 円
注意 : 当教習所は、移動式クレーン運転実技教習の全教習生の方に合図の基本作業の教習時間を受講頂きます			

安全衛生教育

講習科目	安全衛生教育 毎5年 労働安全衛生法第60条の2の規定に基づく安全衛生教育	講習時間	日数	講習料(税・教材含)
玉掛け業務	定期開講の予定は有りません。(20名以上の受講で開講いたします。出張講習は交通費及び経費等別途)	5 H	1日	12,000 円

★免除資格の免許証、各種修了証等と本人確認の証明書は別に必要となる場合があります。

★★特別教育修了証、特別教育修了証明書(様式有)又は特別教育実施記録かつ実務経験証明、経験した機械の詳細も必要です。